

平成15年1月27日  
農林水産省

## WTO農業委員会特別会合の概要

日 時：平成15年1月22（水）～24日（金）  
場 所：WTO本部（ジュネーブ）  
我が国出席者：竹中農林水産審議官、村上国際部長 他

### 議論の概要

市場アクセス、輸出競争、国内支持の各論点に関し、昨年12月に提示された議長の概観ペーパーに基づき議論が行われた。

なお、我が国から総論として、(1)一部の国が示している数字は非現実的であり、数字を議論する前に尽くすべきルールの議論があること、特に一部の国が主張する関税のハーモナイゼーションの考え方を受け入れる余地はないこと、(2)途上国に対する配慮の重要性に鑑み、我が国はLDC向け無税・無枠措置、途上国一般向けの特恵措置の大幅拡充を決定したところであり、その効果を最大限に活かすためにも、関税削減方式はUR方式によるべきこと、(3)モダリティは包括的であるべきで、ルールの要素は限定されべきではないことを主張した。

### 1. 市場アクセス

#### （1）関税

UR方式を主張する我が国、EU等のフレンズ諸国等と、スイス・フォーミュラを主張する米国、ケアンズ諸国等との立場は変わらず、また、多くの途上国は、途上国が関税引下げ等の市場アクセス分野における約束に応じるために、先進国側の大幅な市場アクセス改善、国内支持、輸出補助金等の貿易歪曲措置の大幅削減・撤廃が大前提とするとともに、先進国によるタリフ・ピーク、タリフ・エスカレーションへの対応とS&Dとしての途上国への配慮を主張した。

我が国からは、スイス・フォーミュラは柔軟性の概念とは相容れず、また各国に不平等な努力を強いる点でバランスを欠いていること、他方、UR方式は極端な主張ではなく、既に中庸を得た、現実的な関税引下げ方式であることを主張した。

#### （2）関税割当（アクセス数量）

我が国をはじめとするフレンズ諸国から「アクセス数量拡大」を前提とする作業仮説に疑問を呈したのに対し、ケアンズ諸国等は大幅拡大の必要性を改めて主張した。

我が国からは、カレント・アクセス数量は維持し、ミニマム・アクセス数量は最新の国内消費量に基づくべき、また関税化の遅れに伴う加重分のアクセス数量は解消されるべき、との従来からの主張を改めて強調した。

#### （3）特別セーフガード

フレンズ諸国を中心に、その維持・拡大を主張した国があったのに対し、ケアンズ諸国やほとんどの途上国が、先進国の特別セーフガードの廃止と途上国だけのための措置の創設を主張した。

我が国からは、現行の特別セーフガードを、「季節性があり腐敗しやすい产品」及び「今次交渉で一定率以上の関税引下げの対象となる品目」にも拡大すべきこと、関税率が一定水準以下の品目について、数量ベースの特別セーフガードの発動に際して最低追加関税が認められるべきことを主張した。

### 2. 輸出競争

#### （1）輸出補助金、輸出信用

ケアンズ諸国等が輸出補助金の撤廃を強く主張したのに対し、ＥＵ等からは、ドーハ閣僚宣言に従って全ての輸出補助が同等に規律されることが議論の大前提である旨反論した。途上国からは、特定の輸出補助金について削減対象から除外している現行のS & D規定の維持・拡充の主張がなされた。

#### ( 2 ) 輸出規制・輸出税

南米ケアンズ諸国等から、輸出税は農業交渉の対象外である、また輸出規制の規律強化も不要との主張がなされた。我が国からは、全ての輸出禁止・制限を輸出税に置き換え、譲許した上で、削減約束の対象とすべきとの従来からの主張を行った。

#### ( 3 ) 食料援助

ＥＵ等は、全ての食料援助は無償で実施すべき、また、「真の食料援助」以外は、輸出補助金として削減約束の対象とする、あるいは禁止する、といった規律強化が必要であるとした。

我が国からは、地域的協定に基づいた食料備蓄等を通じた食料援助は、有償・無償を問わず「真の食料援助」として新たな規律の対象外とされるべき、との主張を行った。

### 3 . 国内支持

#### ( 1 ) 緑の政策

ケアンズ諸国や途上国は、一部の先進国のみが巨額の緑の政策を実施している現状を是正するためにも、緑の政策の総額に上限を設定する、一部の施策を削減対象とする、といった一定の制限を設ける必要があるとした。これに対し、我が国を含むフレンズ諸国を中心に、緑の政策の基本的要件・枠組みを維持し、引き続き削減対象外とすべきとの主張を行った。

#### ( 2 ) 青の政策

ケアンズ諸国、途上国からは青の政策は撤廃すべきとの主張がなされた一方で、我が国、ＥＵをはじめとするフレンズ諸国等は、その維持を主張した。

#### ( 3 ) 黄の政策

ケアンズ諸国を中心に、AMSは品目別に削減を約束した上で段階的に撤廃すべきこと、先進国でのミニミスは廃止すべきこと等の主張がなされた。これに対し、我が国を含むフレンズ諸国等からは、現行の総合AMSによる削減方式を維持すべきとの反論を行った。なお、ＥＵは、先進国でのミニミスは廃止すべきとの考えを示した。

### 4 . その他

関税割当運用、輸出入国貿、地理的表示、ラベリング、食品安全性等の論点について、フレンズ諸国、ケアンズ諸国等が、従来の主張を踏襲する発言を行った。

### 5 . 議長とりまとめ

( 1 ) 今回の会合を含む、これまでに行われた作業を踏まえ、2月24日からの次回会合の前に、十分な時間的余裕を持って、モダリティの1次案を提示する。

( 2 ) 2月会合の後、モダリティの2次案を提示する。

以上

(問合せ先)  
総合食料局国際部国際経済課 遠藤  
03-3502-8111(代表) 3271(内線)  
03-3501-4079(直通)